

○厚生労働省令第百十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第六十二条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(医薬品の検定の申請及び検定機関) 第百九十七条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>一 厚生労働大臣が指定する医薬品(以下「指定製剤」という。)(<u>の</u>検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。)) 次のイ及びロに掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>	<p>(医薬品の検定の申請及び検定機関) 第百九十七条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。</p> <p>一 生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定製剤」という。)の検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。)) 次のイ及びロに掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>

附 則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。